明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○倉庫業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五三）　一
〔告示〕
○全国家計構造調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一四二）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人地域医療機能推進機構公示、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○国土交通省令第五十三号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第五条第一項の規定を実施するため、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫